

基準 23 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 令第 23 条に定める「消防機関」とは、金沢市消防局、消防署及び消防出張所と場所とする。☆
- 2 規則第 25 条第 1 項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。◇
- 3 規則第 25 条第 3 項第 5 号に定める防火対象物（以下この基準において「連動義務対象物」という。）以外の防火対象物で、自動火災報知設備と連動して火災通報装置を起動させること（以下この基準において「連動起動」という。）を認めることができる防火対象物は、次に掲げるものとする。◇
 - (1) 病院・有床診療所又は社会福祉施設等で、常時、従業員等による防火管理体制が確保されているもの。
 - ア 令別表第一(6)項イ（連動義務対象物を除く。）又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物
 - イ 令別表第一(16)項イ（前アに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物
 - (2) 「金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例」（平成 24 年条例第 76 号）及び「金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則」（昭和 55 年規則第 45 号）の規定により、自動火災報知設備及び火災通報装置を設置するとともに連動起動させることとなった簡易宿所。
 - (3) 「金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」（平成 30 年条例第 6 号）及び「金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する規則」（令和 2 年規則第 4 号）の規定により、自動火災報知設備及び火災通報装置を設置するとともに連動起動させることとなった届出住宅。
 - (4) その他消防署長が必要と認める防火対象物。
- 4 火災通報装置の設置及び維持に関する基準は、次によること。
 - (1) 設置は、次によること。
 - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として 1 の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。◇
 - イ 就寝施設を有する用途（共同住宅を除く。）は、迅速な対応が求められることから、各階で常駐者が配置されるスタッフステーション等には、手動起動装置を設けること。◇
 - ウ 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。
 - エ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けること。◇
 - オ 手動起動装置は、床面から高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けること。
 - (2) 接続する電話回線は、次によること。
 - ア 火災通報装置にアナログ電話回線を使用する場合にあっては、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続し、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。また、IP 電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内の IP 電話回線のうち、回線終端装置等からアナロ

グ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること(図 23-1 参照)。

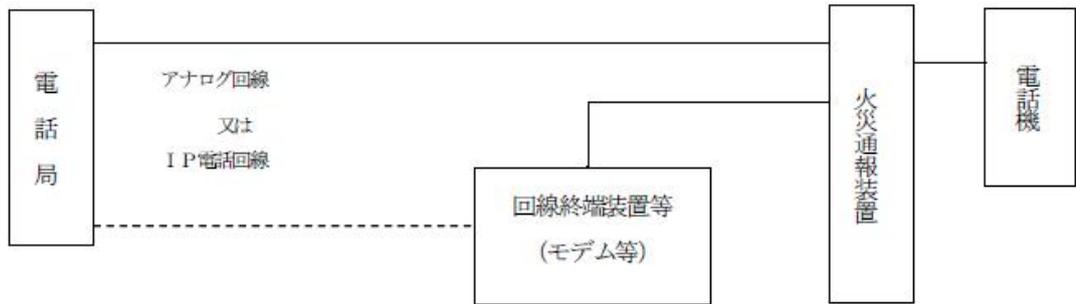


図 23-1

イ アナログ加入回線に接続する場合は、原則、専用回線とすること。◇

ウ 「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、IP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できるIP電話回線が該当するものであること。

(3) 配線及び電源は、規則第12条第1項第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。◇

ア 配線の接続部が振動又は衝撃により緩むおそれがある場合は、コンセント抜け防止金具を使用するか、又は配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着すること。

イ IP電話回線を使用する場合は、UPS(無停電電源装置予備電源)等が設けられた回線終端装置等を介して使用すること。

(4) 連動起動させる場合は、次によること。

ア 起動は、感知器からの火災信号又は発信機からの火災信号と連動するものであること。

イ 当該自動火災報知設備は、次のいずれかにより、非火災報対策が講じられていること。◇

(ア) 蓄積式の中継器又は受信機の設置

(イ) 設置場所や環境状態に適応する感知器(蓄積式、定温式、アナログ式等)の設置

ウ 自動火災報知設備が作動した場合に、当該作動箇所の確認等の適切な措置が取れる体制を有していること。◇

エ 防火対象物が無人の状態にある場合、自動火災報知設備の作動後概ね20分以内に、関係者等が現場に到着し、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制がとられていること。◇

オ 連動起動による通報中において、手動起動装置が操作された場合にあっては、一区切りの蓄積音声情報が送出された後、手動操作による火災情報を通報できる設定とすること。◇

カ 自動火災報知設備の受信機の連動停止スイッチを使用する場合にあっては、専用のものとする。ただし、自衛消防訓練等の実施及び自動火災報知設備の機能に支障をきたさない場合は、受信機の連動遮断ボタンによる他設備との一括遮断とすることができる。◇

キ 簡易宿所又は届出住宅の利用者が誤って操作することを防ぐため、火災通報装置の付近に火災

通報専用である旨の表示（外国語併記）を付すこと。◇

ク 火災通報装置は、金沢市消防局への通報後、当該防火対象物の関係者が受信できる場所への通報を自動的に行うこと。◇